

○神戸らしいファッション文化を振興する条例（案）

神戸市は、慶応3年の開港以来、諸外国との様々な交流の中から開放的で創造性に富んだ独自の文化と産業を発展させてきた。この独自の文化は、ハイカラ、上質などとイメージされてきた。

昭和48年には全国に先駆けてファッション都市宣言を行い、衣・食・住・遊にわたる生活文化産業全般をファッション産業として振興してきた。その中で、真珠加工、ケミカルシューズ、アパレル、清酒、洋菓子、パン、コーヒー、スポーツ関連を始めとする神戸の歴史、自然及び文化を生かし、並びに地域に根差した地場産業等のほか、美容関連製品等ファッション性豊かなものがファッション産業として発展してきた。また、神戸の地場産品等は、神戸らしいファッション文化の確立、魅力的な都市イメージの醸成に貢献している。

しかしながら、近年、流通構造の変化、海外製品との競争激化、消費者ニーズの多様化等、神戸のファッション産業は多くの課題に直面している。

一方、ケミカルシューズ産業では神戸シューズが、清酒産業では灘の酒が、地域団体商標の商標登録（商標法（昭和34年法律第127号）第7条の2第1項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。）を受けるなど、競争力の強化、地域経済の活性化に向け、事業者においてそれぞれ取り組まれているところである。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、人々のライフスタイルは大きく変化し、アフターコロナ等への対応が必要とされていることや持続可能な生産と消費の実現を目指すSDGsの取組が世界中で広がっていることなど、これまでとは異なる新たな行動や価値観が求められている。

このような状況を踏まえ、市と事業者が共に、市民に対して神戸の地場産品等の魅力について啓発するよう努めるとともに、市、市民及び事業者が一体となって、大学・専門学校等とも連携しながら、神戸の地場産品等の市内における活用及び普及並びに国内外への効果的な情報発信に努め、神戸らしいファッション文化を振興し、次世代に引き継いでいけるよう、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、市、事業者及び市民が共に、神戸らしいファッション文化を振興することにより、これを次世代に引き継いでいくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ファッション産業 神戸の歴史、自然及び文化を生かし、並びに地域に根差した地場産業等ファッション性豊かな衣・食・住・遊にわたる生活文化産

業全般をいう。

(2) 神戸の地場産品等 ファッション産業に係る地場産品等であつて、市内において生産され、加工され、又は流通するものをいう。

(3) 神戸らしいファッション文化 神戸独自のファッション性豊かな装いやライフスタイルといった文化をいう。

(市及び事業者の役割)

第3条 市及び事業者は、相互に連携し、及び協力しながら、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

(1) 神戸の真珠加工品、シューズ又はアパレル製品を取り入れた装いその他神戸の地場産品等を取り入れたライフスタイルその他の神戸らしいファッション文化について市民に啓発すること。

(2) 市民と共に神戸の地場産品等を活用し、及び普及すること。

(3) 市民と共に神戸の地場産品等の魅力を国内外へ情報発信すること。

(4) ファッション産業の発展に必要な人材を育成する仕組みを構築すること。

(市民の意思等の尊重)

第4条 市及び事業者が、神戸らしいファッション文化を振興するに当たっては、市民の自由な意思及び選択を尊重するものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、日常生活や贈答の場面における神戸の地場産品等の利用を通して、神戸らしいファッション文化に理解を深め、その魅力発信等に協力するよう努めるものとする。

(地場産品等の優先活用等)

第6条 市は、自らが主催する行事等において物品等を提供するときは、できるだけ優先的に神戸の地場産品等を活用するよう努めるものとする。

2 市は、事業者と連携して、ファッション産業に関連する市の事業等の多様な機会を通じ、市民が神戸の地場産品等に接することのできる場の提供に努めるものとする。

3 事業者は、市が前項の場の提供を行うときは、これに協力するよう努めるものとする。

(ブランド化の推進等)

第7条 事業者は、自らの事業に係る神戸の地場産品等のブランド化その他の魅力向上の取組に努めるものとし、市は、事業者の取組を支援するよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの事業に係る神戸の地場産品等について、イノベーションを起こし、海外を含む新たな市場の開拓に取り組むよう努めるものとし、市は事

業者の取組を支援するよう努めるものとする。

(他の施策との連携)

第8条 市は、観光に関する施策との連携を図り神戸の地場産品等の観光客による消費促進及び観光資源としての活用に努め、及び市が進める多様な施策と連携することにより、神戸らしいファッション文化の振興に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸らしいファッション文化を振興する条例に対する会派意見

○第5条（修正）

市民は、日常生活や贈答の場面における神戸の地場産品等の利用を通して、神戸のファッション文化の深化やその魅力発信等について協力するよう努めるものとする。

「神戸らしいファッション文化を振興する条例案」 日本維新の会

① 前文 一部箇所への加筆と差し替え。

(加筆箇所)

神戸市は、慶応3年の開港以来、諸外国との交流の中から西洋文化をいち早く取り入れ、「ハイカラ」「流行に左右されない上質さ」「上品」などとイメージされる独自のファッション文化を築いてきた。神戸に暮らす外国人やハイソサエティの装いを支えることでシューズやアパレルなどが地場産業として栄え、外国人のバイヤーなども集まる港湾都市として真珠加工も世界随一の取引額を誇るなどファッション文化そのものが産業の礎となり神戸のアイデンティティとなってきた。神戸のファッション文化とは、装いのみに留まらず、清酒・洋菓子・パン・コーヒー・スポーツ関連などの生活文化と不可分であり、こうした歴史的な経緯から、昭和48年には全国に先駆けてファッション都市宣言を行い、衣・食・住・遊にわたる生活文化産業全般をファッション産業として振興してきた。また、神戸の地場産品等は、神戸らしいファッション文化の確立、魅力的な都市イメージの醸成に貢献している。(しかしながら以下、当初の文と同じ)

(差し替え箇所)

前文 1行目(神戸市は、)～9行目(に貢献している)。

【加筆理由】

「神戸らしいファッション」について、歴史的な経緯について、なぜファッション都市宣言に至ったのか、よりわかりやすい説明が必要。

② 第5条(市民の協力) 箇所を下記のとおり修正。

(市民の協力)

第5条

市民は神戸らしいファッション文化について理解を深めるよう努めるものとする。

【修正理由】

市民が日常生活や贈答品に何を購入し、贈ろうが市民の自由意思であり「協力するよう努める」必要もなく、市民目線で考えるとおかしいのではないか。

これは、第4条の「市民の自由な意思及び選択を尊重する」文言と矛盾している。

ブランド化や魅力向上等の事業者の取り組みを支援することはよいことではあるが、上記の理由により「市民の協力」として理解を深めるよう努める程度に留めるべきと考える。

1. 基本理念、目的に「中小企業基本法」および「中小企業憲章」の「基本理念」を基に地場産業等中小企業の振興を図る考え方を明示。

＜中小企業基本法＞

(目的)

第一条 この法律は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第三条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2. 市の責務を明記する。各政令市の中小企業振興条例では市の責務を明記し、実効性を担保。

札幌市の場合

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。この場合において、市は、中小企業者等の実態を的確に把握するとともに、中小企業者等の意見を適切に反映するよう努めなければならない。

2 市は、中小企業振興施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、関係地方公共団体、支援機関（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項に規定する指定法人等をいう。）、経済団体、大学等の研究機関その他の関係機関と連携を図るよう努めなければならない。

3. 理念条例だからこそ、市(市議会)・事業者・市民のお互いに果たしていくべき責務や役割等を明らかにし、それらを果たしていくために協働を進めていくことで、憲法第92条に規定される「地方自治の本旨」に基づく、市民自治の実現を図る。

この条例は、地域に根ざした地場産業等のファッション性豊かな衣・食・住・遊にわたる生活文化産業全般の振興を目的に、その達成に向けて全市一体となって取り組んでいくものであり、基本理念、市が展開していく施策の基本方針、市や事業者、市民などの責任・役割などの基本的な考え方を簡潔に、明確に定める「理念条例」として位置づける。

以上

立憲民主党

条例案では、第 4 条で「市民の自由意志や選択を尊重するもの」とされており、第 5 条で「神戸の地場産品等の活用に協力するよう努める」とされています。

このなかで第 5 条について、市民が協力・努力する内容の変更を提案します。

【現行案】

第 5 条 市民は、神戸らしいファッション文化について理解を深めるとともに、日常生活や贈答の場面において、神戸の地場産品等の活用に協力するよう努めるものとする。

【変更案】

第 5 条 市民は、日常生活や贈答の場面における神戸の地場産品等の利活用を通して、神戸らしいファッション文化に理解を深め、その魅力発信等について協力するよう努めるものとする。

以上のように変更案は、地場産品等の活用について直接的に協力を求めるものとせず、地場産品等の利活用を通してその理解を深め、魅力発信していくことについて協力を求めるものとしています。

令和3年4月19日

神戸らしいファッション文化を振興する条例（案）

についての会派意見

つなぐ神戸市会議員団

- ① ファッション文化とファッション産業のどちらを振興するのかを明確にしておく必要がある。ファッション関連の地場産業の振興については、経済観光局がすでに行っているため、今回はファッション文化によりフォーカスを当てた方がよいと思う。
- ② 条例（案）に使用されている言葉の定義を可能な限り明確にしておく必要がある。例えば、第2条にある用語の定義において、（1）ファッション産業では、衣・食・住・遊にわたる生活文化産業全般をいうとあるが、幅広い産業が該当してしまう。（2）神戸の地場産品等では、市内において生産され、加工され、又は流通するものをいうとあるが、幅広い商品が該当してしまう。（3）神戸らしいファッション文化では、神戸らしいとはどのようなものかを説明できていない。例えば、西洋と日本の文化のハイブリッド型であるの様な説明が必要である。
- ③ 第5条、第6条で、神戸の地場産品等の活用に協力するとあるので、該当する品物の定義を明確にしておいた方がよい。

- ④ 神戸らしいファッション文化の振興をすることは、とても意義のあることであるが、時代の流れの中で神戸らしいファッション文化というものが薄れてきている。今一度、神戸らしいファッションを復活させることが必要である。
- ⑤ どれだけの市民が、神戸がかつて真珠や清酒で栄えたことを知っているのか。例えば若者が神戸市の成人式には真珠を身に着けて出席する。贈り物には、清酒を贈る。それが当たり前だと思っていたけど、他都市では違うということに気付いた時に、それが神戸らしいファッション文化であったと気づき、誇りに感じられると思う。そのような機会が増える条例にして欲しい。

令和3年4月23日

神戸らしいファッション文化を振興する条例（案）

についての会派意見（補足）

つなぐ神戸市会議員団

①第2条の用語の定義を明確にしておく必要があると思います。以下に、案を示します。また掲載する順番も変えた方が良いでしょう。

1) 神戸らしいファッション文化

西洋の上流階級文化のエレガントさと重厚感を基調とし、「品質の良いものを上品に着こなす」といった洗練されたファッション文化をいう。

2) ファッション産業

神戸らしいファッション文化を支える地場産業。代表的なものとして、真珠加工、アパレル、シューズ産業などがあげられる。

3) 神戸の地場産品

神戸らしいファッション文化を支える地場産業において、生産、加工、販売するものをいう。

②第3条の産業は文化に変更した方が良いでしょう。

(2) 市民と共に神戸の地場産品等を活用し、神戸らしいファッション文化を普及すること。

(3) 市民と共に神戸のファッション文化の魅力を・・・

(4) 神戸らしいファッション文化の発展に必要となる・・・

③第6条2の神戸の地場産品等を神戸らしいファッション文化に変更した方が
良いと思います。

松本 しゅうじ

神戸らしいファッション文化を振興する条例（案）について

地場産業の発展と共に神戸ブランド化に貢献できる業界については産官学の連携も視野に、広く神戸から世界に発信する情報を神戸市からマスコミ等も含め積極的な広報に努めることとする。

○神戸らしいファッション文化を振興する条例（案）についての意見書

無所属 上原みなみ

- ・条例は、内容が分かりやすいものが良いと思う。

（例）神戸灘の酒による乾杯を推進する条例

- ・提案された条例案の内容は、「ファッション文化を振興」と題すると、以下の違和感がある。

ファッション文化

1. アパレル
2. シューズ
3. アクセサリー（真珠）
4. 美容

食文化

1. 清酒
2. 洋菓子
3. パン
4. コーヒー

提案者の意図としては、

1. 市内事業を出来るだけ多く振興したい → 神戸らしい地場産業を振興する条例
2. 日本初の「ファッション」が付く条例を制定したい → ファッション文化に限定すべき

1. 2. を満たすには、

「神戸らしいファッション産業を振興する条例」にしてはどうかと考える。

以上